

JIS

D 5500

## 自動車用ランプ類

(J) JIS D 5500-1995

(2000 確認)

(2006 確認)

平成 7 年 2 月 1 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

---

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 44.5.1 改正：平成 7.2.1

官 報 公 示：平成 7.2.1

原案作成協力者：社団法人 日本自動車部品工業会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 自動車・航空部会（部会長 金原 淑郎）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部材料機械規格課(☎100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1)へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

**JIS 規格ご利用者各位**

この規格票には、旧 JIS マーク表示制度による旧 JIS マーク(◎)が付されており、これは、旧制度に基づき JIS マーク表示の対象として指定された品目であることを示しておりましたが、平成20年10月1日からは新 JIS マーク表示制度となり、指定品目制度は廃止されております。

平成20年10月1日

(財) 日本規格協会

白 紙

# 日本工業規格

JIS



## 自動車用ランプ類

D 5500-1995

Automobile parts—Lighting and light signalling devices

**1. 適用範囲** この規格は、自動車に使用する主なランプ類(リフレックスリフレクタを含む。)について規定する。

**備考** この規格の引用規格を、次に示す。

**JIS C 7035** 発光ダイオード(表示用)

**JIS C 7506** 自動車用電球

**JIS C 7709** 電球類の口金及び受金

**JIS D 0102** 自動車用語(自動車の寸法、質量、荷重及び性能)

**JIS D 0103** 自動車用電装部品の名称に関する用語

**JIS D 0109** 二輪自動車用語

**JIS D 0201** 自動車部品—電気めっき通則

**JIS D 0202** 自動車部品の塗膜通則

**JIS D 0203** 自動車部品の耐湿及び耐水試験方法

**JIS D 0205** 自動車部品の耐候性試験方法

**JIS D 1601** 自動車部品振動試験方法

**JIS D 1619** 自動車用ランプ類配光試験方法

**JIS D 5005** 自動車用電装部品の公称電圧及び試験電圧

**JIS D 5504** 自動車用前照燈シールドビーム形電球

**JIS R 5210** ポルトランドセメント

**JIS Z 8701** 色の表示方法—XYZ表色系及び $X_{10}Y_{10}Z_{10}$ 表色系

**2. 用語の定義** この規格で用いる主な用語の定義は、**JIS D 0103**によるほか、次による。

(1) **ハイマウントストップランプ** 自動車の後面で中央部の比較的高い位置に備えるストップランプ

(2) **車両中心面** ランプ類を装着する車種の、**JIS D 0102**又は**D 0109**に規定する縦中心面。

(3) **適用車種** ランプ類を装着する車種が特定される場合には、その自動車の車名・形式又はその通称名。

### 3. 種類、形式、等級及び公称電圧

**3.1 種類及び形式** ランプ類の種類及び形式は、表1のとおりとする。